

令和6年度 茨城県一般会計補正予算（第6号）

令和6年度茨城県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,590,231千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,271,560,831千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		133,764,604 ^{千円}	1,377,420 ^{千円}	135,142,024 ^{千円}
	1 国庫負担金	51,712,839	1,377,420	53,090,259
13 繰越金		5,721,850	8,212,811	13,934,661
	1 繰越金	5,721,850	8,212,811	13,934,661
歳入合計		1,261,970,600	9,590,231	1,271,560,831

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,688,202 ^{千円}	16,095 ^{千円}	1,704,297 ^{千円}
	1 議会費	1,688,202	16,095	1,704,297
2 総務費		38,304,804	370,990	38,675,794
	1 総務管理費	21,623,494	294,590	21,918,084
	2 徴税費	12,471,166	60,003	12,531,169
	3 市町村振興費	1,786,870	7,184	1,794,054
	5 人事委員会費	144,469	4,001	148,470
	6 監査委員費	168,384	5,212	173,596
3 企画開発費		14,369,520	45,107	14,414,627
	1 企画費	8,208,712	24,304	8,233,016
	2 開発費	5,533,338	14,298	5,547,636
	3 統計調査費	627,470	6,505	633,975
4 生活環境費		11,972,064	91,547	12,063,611
	1 生活文化費	1,930,726	66,192	1,996,918
	2 環境保全費	10,041,338	25,355	10,066,693
5 防災・危機管理費		4,740,910	28,283	4,769,193
	1 防災費	4,707,660	28,283	4,735,943
6 保健医療費		138,002,752	221,634	138,224,386
	1 保健医療費	108,694,502	70,244	108,764,746
	2 保健所費	2,598,957	58,647	2,657,604
	3 医薬費	12,166,436	56,583	12,223,019
	4 環境衛生費	1,318,521	19,634	1,338,155

	5 公衆衛生費	13,224,336	16,526	13,240,862
7 福祉費		92,954,686	177,547	93,132,233
	1 福祉政策費	2,873,848	102,894	2,976,742
	2 生活保護費	5,022,990	1,180	5,024,170
	3 障害福祉費	40,292,592	12,252	40,304,844
	4 長寿福祉費	3,906,448	5,492	3,911,940
	5 児童福祉費	40,858,808	55,729	40,914,537
8 労働費		3,730,573	26,728	3,757,301
	1 労働政策費	687,692	5,063	692,755
	2 産業人材育成費	2,911,810	18,585	2,930,395
	3 労働委員会費	131,071	3,080	134,151
9 農林水産業費		42,547,835	367,374	42,915,209
	1 農業費	11,809,511	271,799	12,081,310
	2 畜産業費	2,690,881	36,877	2,727,758
	3 林業費	6,844,228	22,258	6,866,486
	4 水産業費	4,515,791	26,055	4,541,846
	5 農地費	16,687,424	10,385	16,697,809
10 営業戦略費		6,852,834	44,518	6,897,352
	1 営業企画・広報費	1,000,610	18,711	1,019,321
	2 誘客・販路拡大推進費	4,114,803	17,450	4,132,253
	3 国際ビジネス推進費	1,737,421	8,357	1,745,778
11 立地推進費		18,060,836	19,668	18,080,504
	1 立地推進費	18,060,836	19,668	18,080,504
12 商工費		117,861,618	84,408	117,946,026
	1 産業政策費	112,519,279	53,087	112,572,366

	2 技術振興費	2,366,732	26,423	2,393,155
	3 中小企業費	2,975,607	4,898	2,980,505
13 土木費		105,909,784	234,888	106,144,672
	1 土木管理費	3,689,395	225,764	3,915,159
	3 河川海岸費	23,883,424	3,334	23,886,758
	6 住宅費	4,390,864	5,790	4,396,654
14 警察費		64,583,729	1,510,206	66,093,935
	1 警察管理費	58,252,765	1,510,206	59,762,971
15 教育費		275,212,002	6,351,238	281,563,240
	1 教育総務費	58,121,120	471,183	58,592,303
	2 小学校費	81,435,553	2,562,317	83,997,870
	3 中学校費	46,032,525	1,407,668	47,440,193
	4 高等学校費	56,690,262	1,242,087	57,932,349
	5 特別支援学校費	26,897,124	667,983	27,565,107
歳出合計		1,261,970,600	9,590,231	1,271,560,831

令和6年度 茨城県病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度茨城県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度茨城県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第2款 中央病院事業収益	21,599,586千円		108,839千円	21,708,425千円
第1項 医業収益	18,428,013千円		108,839千円	18,536,852千円
第3款 ころの医療センター事業収益	4,178,635千円		31,742千円	4,210,377千円
第1項 医業収益	3,138,382千円		31,742千円	3,170,124千円
		支		出
第1款 本庁事業費用	123,200千円		3,499千円	126,699千円
第1項 医業費用	123,195千円		3,499千円	126,694千円
第2款 中央病院事業費用	21,570,365千円		339,643千円	21,910,008千円
第1項 医業費用	21,348,858千円		339,643千円	21,688,501千円
第3款 ころの医療センター事業費用	4,132,713千円		99,512千円	4,232,225千円
第1項 医業費用	4,052,989千円		99,512千円	4,152,501千円
第4款 こども病院事業費用	1,317,281千円		30,906千円	1,348,187千円
第1項 医業費用	1,249,840千円		30,906千円	1,280,746千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文かっこ書中「425,807千円」を「504,388千円」に、「623,739千円」を「545,158千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条中「13,540,071千円」を「13,990,813千円」に改める。

茨城県知事 大井川 和彦

令和6年度 茨城県水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度茨城県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茨城県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「7,843,366千円」を「7,845,430千円」に、「2,245,213千円」を「2,245,932千円」に、「2,199,062千円」を「2,199,450千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 事業費用	19,686,584千円	33,967千円	19,720,551千円
第1項 営業費用	18,586,584千円	33,967千円	18,620,551千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かつこ書中「8,763,742千円」を「8,766,913千円」に、「8,364,789千円」を「8,367,960千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	15,212,338千円	3,171千円	15,215,509千円
第1項 建設改良費	12,287,641千円	3,171千円	12,290,812千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第9条第1号中「1,056,361千円」を「1,093,499千円」に改める。

茨城県知事 大井川 和彦

令和6年度 茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度茨城県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茨城県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「318,828千円」を「318,966千円」に、「3,336,166千円」を「3,337,052千円」に、「4,247,900千円」を「4,248,407千円」に、「3,166,377千円」を「3,166,912千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 事業費用	12,224,314千円	20,329千円	12,244,643千円
第1項 営業費用	11,643,493千円	20,329千円	11,663,822千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「5,891,374千円」を「5,893,440千円」に、「5,391,895千円」を「5,393,681千円」に、「185,351千円」を「185,631千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	12,713,911千円	2,066千円	12,715,977千円
第1項 建設改良費	11,069,271千円	2,066千円	11,071,337千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第9条第1号中「679,180千円」を「701,575千円」に改める。

茨城県知事 大井川 和彦

令和6年度 茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度茨城県地域振興事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茨城県地域振興事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「6,494,800千円」を「6,495,126千円」に、「8,755,900千円」を「8,756,241千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 土地造成事業費用	810,748千円	759千円	811,507千円
第1項 営業費用	44,941千円	759千円	45,700千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文に「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額667千円は、過年度分損益勘定留保資金667千円で補てんする。）」を加える。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 土地造成事業資本的支出	15,250,700千円	667千円	15,251,367千円
第1項 土地造成費	15,250,700千円	667千円	15,251,367千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条第1号中「36,110千円」を「37,536千円」に改める。

茨城県知事 大井川 和彦

令和6年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「2,101,663千円」を「2,102,153千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 事業費用	3,330,993千円	10,972千円	3,341,965千円
第1項 営業費用	3,275,968千円	10,972千円	3,286,940千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,016,478千円」を「1,016,968千円」に、「872,513千円」を「873,003千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	2,496,433千円	490千円	2,496,923千円
第1項 建設改良費	2,101,663千円	490千円	2,102,153千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第9条第1号中「204,369千円」を「215,831千円」に改める。

茨城県知事 大井川 和彦

令和6年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茨城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「3,602,654千円」を「3,607,108千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 事業費用	17,558,141千円	18,131千円	17,576,272千円
第1項 営業費用	17,084,553千円	18,131千円	17,102,684千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,524,507千円」を「1,528,961千円」に、「1,302,911千円」を「1,151,058千円」に、「154,810千円」を「311,117千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	6,028,714千円	4,454千円	6,033,168千円
第1項 建設改良費	3,602,654千円	4,454千円	3,607,108千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第9条中「528,652千円」を「551,237千円」に改める。

茨城県知事 大井川 和彦